



## 「さわやか」は全腎協の

### 通院送迎事業の歴史そのもの

第16回北部九州三県合同通院送迎事業研修会開催

七月二十四日(日)十時からリールホール小倉(北九州市小倉北区)で「第16回北部九州三県合同通院送迎事業研修会」を開催しました。毎年福岡、長崎、佐賀の福岡県腎臓病患者連絡協議会の森満義彦副会長をはじめ、長崎、佐賀の県腎協の会長や三県の各事業所から二十八名の参加がありました。

初めに、司会の田村郁乃さんから開会の挨拶がありました。

続いて、主催者の挨拶で「さわやか」の山田理事長が「今年で、北部九州三県合同通院送迎事業研修会は十六回目を迎えます。

また、午後からは『さわやか』の設立二十周年記念祝賀会も行ないますので、今日一日よろしく願います」と述べました。

引き続き、研修会に入り

二十年を継続する事は

並大抵の事ではない

今回は、講師に一般社団法人全国腎臓病協議会(以下全腎協)の馬場享会長をお迎えし、『通院送迎これまでどこから』「さわやか」



一般社団法人  
全国腎臓病協議会  
馬場 享 会長

活動の意義と全腎協の取り組み」と題して研修会を行いました。

馬場会長は「『さわやか』が設立二十周年をお迎えになられた事は、私ども全腎協の通院送迎事業の歴史そのものです。

組織の中で活動をしていく姿が患者会活動の原点

『さわやか』の二十年という長い歴史を会員や通院困難者の為に継続する事は、並大抵の事ではないと実感しています。当時の患者会では、通院

## これからの通院介護問題とは

これからの地域腎友会の役割とは、

- ◎ 私達の重要課題は通院困難者の通院支援に取り組む
- ◎ 長岡方式と言われる透析患者の体制に取り組む
- ◎ 長岡方式と言われる透析患者に特化したデイサービス利用の通院支援に取り組む

この地域腎友会の役割として、私達の重要課題は通院困難者の通院支援に取り組む。長岡方式と言われる透析患者の体制に取り組む。長岡方式と言われる透析患者に特化したデイサービス利用の通院支援に取り組む。



第16回  
北部九州三県合同  
通院送迎事業研修会  
の様子

です。それと同時に、送迎事業とは運動ボランティアさんがあつて初めて事業が成り立ちます。これらを継続しなければなりません。

山田理事長が立派であっても一人ではできる仕事ではありません。

『さわやか』新聞の中に、運動ボランティアさんの活動の内容や利用者さんとのふれあい、その他に色々な話題を交えながら、『さわやか』新聞を作成されています。

『さわやか』新聞を拝読させていたと、心が通う運動ボランティアさんがいて、患者さんとのコミュニケーションを図りながら活動をしているのだと痛切に感じております。

いち早く法人化に変更し

順調に取り組んでいる

当時の全腎協は、法人化を勧めてきました。

そして、いち早く『さわやか』が法人化に変更し、順調な取り組みをされています。

残念ながら、新潟県長岡市では、患者会との結束がでなかつた為に法人化ができません。現在を迎えて

最初の原点は、お互いを助け合うという事から始め、その中で無償送迎ができないのかという事を前提に取り組みました。

自宅の方向が同じ患者さんを一緒に乗せて帰ってくれる人を募集したところ、当時十六名程度いました。

その方々を上手く調整する事によって、送迎ができるという事で無償送迎を始めました。

しかし、平成十八年に道路交通法が改正され、福祉有償運送の狭間に悩み、継続が困難になりました。そこで長岡市では、行政を巻き込んで、ドアツードアのデマンドタクシーを広げました。

『障害者福祉は平等でなければならぬ』という福祉の厚い壁に苦慮し、度々の要望活動に対して福祉課は、透析患者に特化したデマンドタクシーの検討をする事になり、ドアツードアの実証実験が始まりました。

(裏面へつづく)



# 役員が一致団結となって

## 取り組んだ成果

(表面よりつづき)  
 議会に理解を求めるには、  
 ここでも強く地区の腎友会  
 組織や患者会組織体制の重  
 要性の大切さを痛感しました。

### 新潟市で在宅透析併用の 特別養護老人ホームを建設

全腎協の取り組みと同時に  
 新潟市では、在宅透析併  
 用の特別養護老人ホームの  
 建設に取り組んでいます。  
 新潟市には、透析患者が  
 入れる特別養護老人ホーム  
 はほとんどありません。

そこで、新潟市長に透析  
 患者が入れる特別養護老人  
 ホームを創ってほしいとお  
 願いをしたところ、三年前  
 に四軒の特別養護老人ホー  
 ムを創っていただきました。  
 まず一軒は、総合病院と  
 一緒に建設しました。

あとの三軒は、特別養護  
 老人ホーム  
 と別個に透  
 析施設を建  
 設して、渡  
 り廊下で繋  
 ぎました。  
 現在は、  
 満床の為に  
 待機待ちの  
 状況です。



## 『さわやか』と患者にとって 難儀な二十年だった

また、療養病床(介護療  
 養病床及び医療療養病床)  
 は透析患者にとって必要な  
 ので、全腎協は厚労省に対  
 して強く要望活動をしてい  
 ます。  
 厚労省は、全国的に療養  
 病床を削減しているが、透  
 析患者が困るような問題に  
 はならないと話しています。  
 引き続き、政府として減  
 少させる方向なので、全腎  
 協をあげて取り組まなけれ  
 ばならないと思っています。

最後に、『さわやか』の  
 ように独自に立ち上げられ  
 法人としての事業を継続し  
 ていく事が大事だと思います。  
 二十年と簡単に言いますが、  
 二十年という年月は、『さ  
 わやか』にとっても患者に  
 とっても難儀な二十年だつ  
 たと思います。

## 災害時の避難情報に

### ご注意ください!

平成二十六年四月に避難  
 勧告等の発令に関する国の  
 ガイドラインが示されました。  
 これに伴い、今後の気象  
 条件等によっては、これま  
 よりも早い段階で『避難  
 準備情報』や『避難勧告』  
 などが発令されることとな  
 ります。

市民の皆さんにおかれま  
 しては、今まで以上にテレ  
 ビやラジオ、ホームページ  
 などの情報にご注意いただ  
 くとともに、緊急時に備え、  
 非常持ち出し品や避難先の  
 確認など事前に準備をお願

役員が皆さんが一致団結  
 となって、取り組んでいた  
 成果だと思っています。  
 これが二十五年、三十年  
 と続いて、もう一度講師と

して呼んでいただき、思い  
 出話ができればと思ってい  
 ます」と話されました。  
 その後、質疑応答に入り  
 ました。  
 「ふれあい」の中島安雄  
 理事長が「送迎中の患者さ  
 んが体調を崩した時の安全  
 対策については勉強会を行  
 なっています。  
 全腎協として、各県には  
 このような取り組みを行な  
 っている事を確認してい  
 だきたいと思えます」と話  
 されました。  
 それに対して馬場会長は「私  
 達はタクシー会社にマニユ

アルを配布し、いざとい  
 う時は、その場で施設と連絡  
 をとって欲しいと指示を仰  
 いでいます。  
 今後は、皆様が行なつて  
 いる取り組みをあげてもらい、  
 その中で全腎協が全国に発  
 信していこうと思えます」と  
 回答されました。  
 最後に、次回開催の団体  
 である「ステップ福岡」の  
 野上隆生理事長が「来年の  
 研修会は、福岡市で開催し  
 ますので、皆様のご協力を  
 よろしくお願いします」と  
 挨拶があり、研修会は十一  
 時三十分を終了しました。

### ご注意ください!

今回、見直された国のガ  
 イドライン(案)の概要  
 【内閣府・避難勧告等の判断・  
 伝達マニュアル作成ガイド  
 ライン(案)】の内容は、  
 ◆「避難」は、災害から命  
 を守る為の行動であること  
 を改めて定義した。

- ◆従来の避難所への避難だ  
 けでなく、家屋内に留まっ  
 て安全を確保すること(二  
 階への一時的な避難など)  
 も「避難行動」の一つとした。
- ◆市町村が発令する避難勧  
 告等は、空振りを恐れず、



早めに出  
 すことを  
 基本とした。  
 ◆避難勧告  
 等の判断基  
 準を可能な  
 限り定量的  
 かつ分かりやすい指標で示し、  
 判断の為に参照する情報を  
 具体的に示した。  
 《お問合せ》  
 ▽区における避難体制や避  
 難所に関する事  
 ↓各区役所総務企画課  
 ▽避難勧告等の制度及び地  
 域防災計画に関する事  
 ↓市危機管理室危機管理課  
 ☎〇九三二五八二二二一〇  
 (北九州市HPより抜粋)

避難情報の種類と発令時期

| 避難情報   | 発令の目安  | 発令された場合の行動                                  |
|--------|--|---|
| 避難準備情報 | 人命危険が発生する可能性があるため、避難に時間を要する方が避難を始めなければならないとき           | 高齢者や障害者などひとりで避難できない方、避難に時間を要する方は避難を始めてください。 |
| 避難勧告   | 「避難準備情報」の段階より人命危険の可能性が高まり、通常の避難行動ができる方が避難を始めなければならないとき | 非常持ち出し品を確認し、落ち着いてすみやかに避難を始めてください。           |
| 避難指示   | 人命危険が差し迫っているとき   | 直ちに避難を始めてください。                              |

